

[事案 23-134] 契約内容変更無効請求

・平成 23 年 11 月 29 日 裁定打切り

<事案の概要>

払済保険への契約内容変更時、契約者は意思能力が欠如していたため、契約内容変更は無効であるとして、変更前の契約内容に基づく死亡保険金の支払いを求めて申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 1 月に死亡した父が契約者兼被保険者であり、自分が保険金受取人であった、終身保険（昭和 63 年 7 月契約）について、平成 22 年 12 月に払済保険に変更されていた。この契約内容変更は、認知症が進んだ父が、家族の留守中に、手続書類に署名させられたものであり、無効である。よって、払済保険に変更する前の死亡保険金を支払って欲しい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 払済保険への変更は、手続書類に契約者が署名押印しており、契約者との意思に基づいた手続である。
- (2) 契約者が意思能力を欠いていたとしても、当社が、契約者の意思能力について確認しようとした際に申立人が妨げた事実があるなど、申立人が契約者の意思無能力を主張するのは信義則に反する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方が提出した書面等に基づいて審理したが、本件においては、契約内容変更時における申立人の意思能力の有無が重要な争点となるが、これを判断するためには、下記のとおり、より詳細に当時の契約者の病状を調査し、医学的な観点を基礎に慎重に判断する必要がある。当審査会は、裁判外紛争処理機関であり、かかる調査、証言を得て、鑑定をする手続きを持たないことから、本件は裁判手続きにおいて解決することが妥当であるとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 4 号により、裁定打切り通知にて理由を明らかにして、裁定手続を打ち切ることとした。

- 申立人提出の主治医意見書によれば、契約者は、平成 22 年 11 月に見当識障害を認め、検査の結果脳梗塞と診断されたこと、見当識障害の症状が強く見守りが必要であること、日常の意思決定を行うための認知能力がいくらか困難であることが、記載されているが、上記証拠だけでは、直ちに、変更当時における契約者の意思能力の有無を判断することはできない。この点を判断するためには、より詳細に、当時の契約者の病状を調査し、医学的な観点を基礎に慎重に判断する必要がある。